様式第５号（第４条関係）

保有特定個人情報（一部）開示決定通知書

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

相馬地方広域水道企業団

企業長

　年　月　日に請求のありました保有特定個人情報の開示については、次のとおり開示することを決定しましたので、相馬地方広域水道企業団特定個人情報保護条例（平成２７年条例第２号）第１７条第１項の規定により通知します。ただし、開示の請求に係る保有特定個人情報には、開示しない部分が一部あることをご了承ください。

　なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に企業長に対して不服申立てをすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日（上記不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に相馬地方広域水道企業団を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有特定個人情報の内容 | 　 |
| 開示しない部分及び理由 | 開示しない部分の概要 | 　 |
| 理由 | 相馬地方広域水道企業団特定個人情報保護条例 |
| 第　条第　項第　号　該当 |
| （具体的理由） |
| 　 |
| 開示する保有特定個人情報の利用目的 | □開示する保有特定個人情報の利用目的は次のとおりです。 |
| （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □相馬地方広域水道企業団特定個人情報保護条例第５条（□第２号・□第３号）に該当するため、同条例第１７条第１項ただし書きの規定に基づき、利用目的は通知しません。 |
| 開示請求書に記載された求める開示の実施方法 | □事務所における開示の実施 |
| 　□閲覧　　□写しの交付　　□その他 |
| （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □写しの送付 |
| 開示請求書に記載された実施方法による開示の可否 | □可能　　□不可能 |
| 求めることができる開示の実施方法 | □事務所における開示の実施 |
| 　□閲覧　　□写しの交付　　□その他 |
| （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □写しの送付 |
| 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 | 日時　年　月　日　午前・午後　　時　　分 |
| 場所 |
| 写しを送付することによる開示の場合に準備に要する日数 | 　　　　　日 |
| 写しの送付に要する費用 | 　　　　　円 |
| 担当 | 課係名　　　　　　　電話番号 |